

## 県北企業相談会出展補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県北部地域への効率的な移住の促進と雇用の創出を図るため、宮崎県の実施する「ひなた創生のための奨学金返還支援事業（以下「県事業」という。）」と連携し、宮崎県北部広域行政事務組合（以下「事務組合」という。）が出展する相談会に認定企業が併せて出展を行うための費用の一部を補助することについて、事務組合予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宮崎県北部地域 延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町をいう。
- (2) 認定企業 宮崎県北部地域に主たる事業所を有する企業等又は宮崎県北部地域外に主たる事業所を有するものの、宮崎県北部地域内勤務に限定した採用枠を有する企業等であつて、県事業に参加し、認定を受けたものをいう。

### (補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者は、認定企業とする。ただし、認定企業が宮崎県北部地域内に、主たる事業所を置く場合にあつては当該主たる事業所を置く市町村の、営業所等を置く場合にあつては当該営業所等を置く市町村の市町村民税に滞納がある場合は、交付の対象としない。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、当該年度において事務組合が出展する相談会に係る事業とする。

### (補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及び補助率は、別表のとおりとする。

### (交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、県北企業相談会出展補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書兼収支予算書（様式第2号）
- (2) 県事業の認定書の写し
- (3) 第3条ただし書の規定による滞納がないことを証する書類
- (4) その他代表理事が必要と認める書類

2 前項の申請書の提出は、補助事業に着手する日の7日前までに行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 代表理事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査したうえで、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに事務組合県北企業相談会出展補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業について次の各号に掲げるいずれかの重要な変更をしようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書（様式第3号）により代表理事に申請し承認を受けなければならない。

- (1) 補助交付決定額を増額する変更又は20%を超えて減額する変更
  - (2) その他補助事業の重要な部分に係る変更
- 2 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、事業計画中止承認申請書（様式第4号）により代表理事に申請し承認を受けなければならない。
- 3 代表理事は、前2項の規定による申請を承認したときは、第6条の規定に準じ補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、事業実施終了後、実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて代表理事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書兼収支決算書（様式第6号）
- (2) 補助事業に係る領収書の写し
- (3) 記録写真（出展状況及び参加者数が分かる写真）
- (4) その他代表理事が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 代表理事は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査した上で交付すべき補助金の額を確定し、速やかに事務組合県北企業相談会出展補助金交付額確定通知書により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた時は、補助金請求書（様式第7号）により補助金の請求を行うものとする。

- 2 代表理事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 代表理事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、代表理事はその全部又は一部の返還を命じるものとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- (3) 補助金の交付に係る補助対象経費の払い戻しを受けたとき。
- (4) その他補助金の交付が不相当であると代表理事が認めるとき。

(補助金の返還)

第13条 代表理事は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還請求通知書により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(関係書類の備置き)

第14条 補助事業者は、事業の状況、費用の収支その他実施した補助事業に関係ある事項を明らかにする書類及び帳簿を補助事業完了後5年間備え置かなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。

別表 (第5条関係)

補助対象経費	補助金の額 (限度額)	補助率
ブース出展料	300,000 円	2分の1
出展に係る交通費及び宿泊費		
出展用荷物宅配料		